

三國干渉と英獨關係

中山治一

(一) 問題の所在

(二) 三國干渉に際してドイツの演じた役割

(三) ドイツ政府が三國干渉に積極的政策をとつた動機

(四) イギリスとロシアの中間に立つドイツ

(一) 問題の所在

帝國主義時代の列強のバランス・オブ・パワーを終ひに破局にまで導いた第一次世界戦争前の國際關係の歴史において最も決定的なキイ・ポイントをなしてゐたものと云へば、恐らくは先づ第一に英獨關係の歸趨といふことに指を折るのが普通であらう。世紀の變り目ごろに可能性を示してゐた英獨間の妥協的傾向が、もし何らかの形式における

兩國間の友好關係の樹立にまで到達してゐたとするならば第一次世界戦争は恐らくは起り得なかつたであらうし、またそれに代るべき國際關係の破綻が早晩訪れねばならなかつたにしても、これは恐らく第一次世界戦争の如きとは全く別な形の破局として現はれたであらうと考へられる。かやうな意味において前世紀末期から今世紀初頭にかけての英獨關係の探究は最近世國際關係研究者の最も關心を惹く論題の一つとなつてゐるのであるが、しかし更にそれはま

た第一次世界大戰の戰爭責任の問題、ひいては勝利者の敗北者に對する戰費賠償の請求といつたやうな戦後の實際政治に直接にかかはるところの多い問題でもあつたが故に、戰爭の終了した直後、媾和條約の締結・戦後の秩序の再建などの事業と並行してひとびとの注目的となり、英獨兩國を始め關係諸國の政治家・歴史家の間に激しい論争を捲き起したのである。一九二〇年代に一つの流行とさへなつた各國の外交機密文書の公刊事業の如きもまた、そのやうな實際政治と歴史研究との双方の切實な要求から生れた思はざる産物に他ならなかつたとも云へるであらう。

かくてわれわれは、そのやうな機密文書の公刊によつて從來明らかにすることを得なかつた多くの疑點を解明することが出來た。しかしながら、從來の疑問の悉くがそれによつて直ちに氷解したのではないことは勿論である。一例を挙げれば、冒頭に掲げた英獨關係の如きもまたその最大のものの一つであつて、少くとも此の問題に關する限りはイギリス側から公表された公文書とドイツ側の發表したそれとの間に——即ち根本史料、そのもの間に若干の矛盾した

ところが見出されるのであり、しかも上述したやうにそれが第一次世界戦争前の國際關係史の上で決定的に重要な問題であるだけに、それら多くの機密文書の公刊以後においても猶ほ限りのない論争を生み出し、英獨の史學界に未解決な課題を残したのである。そして問題未解決のままヨーロッパは再び世界戦争の時期に入つたのであるが、いま第二次世界戦争勃發直前に發表された此の問題に關する研究の一二を擧げるとすれば、次のやうなものが示される。

W. Schüssler: Deutschland zwischen Russland und England, Leipzig 1940.

W. A. Jaenecke: Britisches Bismarckspiel um die Jahrhundertwende, Berlin 1941.

かやうにして十九世紀末から二十世紀初頭にかけての英獨關係の研究は、今日においても猶ほ未解決の論點を残してゐるものと謂はれねばならないのである。

この小論において筆者が試みようとするものもまた、十九世紀末期における英獨關係の探究に他ならない。しかしながら、筆者は此の難問題を真正面から取上げることが避

けて、むしろ間接的説明の方法をとりたいと思ふ。また年代的にも、英獨關係の研究に際して取扱はれるのが普通である一八九八——一九〇二年の期間を避けて、これよりも稍々遡つた時期を對象としたいのである。即ち、東アジアの地域がヨーロッパ列強の帝國主義政策展開の場所となり我が國が初めて國際政治の檜舞臺に登場した一八九四—九五五年の日清戦争及び三國干渉を通じて、英獨關係の一端を捉へようとするのである。

この場合、『蹇蹇錄』中に記されてゐる陸奥宗光の言葉——「日清兩國が此悲劇の舞臺に演藝する間」——英國は舞臺の外に在て演藝に對し種々の批評を試みたる熱心なる看客たるに過ぎざりし」云々——（岩波文庫『蹇蹇錄』改訂版、七七頁。以下引用はすべて同版による）——が、筆者の念頭を離れない。果してイギリスは、日清戦役及び三國干渉において單に一個の傍觀者にすぎなかつたであらうか。「熱心なる看客」が——自覺することなしに——「演藝」の缺くべからざる協働者である場合もないではないであらう。かやうな點もまた、筆者が以下の論述の間に明らかにしたく

思つてゐる論點の一つなのである。

(二) 三國干渉に際してドイツの演じた役割

日清戦争の前後を通じてロシアが演じた役割について陸奥宗光は、「始終舞臺の一隅に隱見した一個の演技者として動作したる」ものであると批評し、右に述べたイギリスの「看客」的態度に對比してゐる（『蹇蹇錄』前掲同所）。わが外交史學界の權威立作太郎博士もまた、三國干渉におけるロシアの主導的役割を強調して次のやうに論じてゐられる。

「或はドイツを以て三國干渉の張本となすものあり、又イギリスがロシア、フランスと共に干渉を計畫し、途中より退きてドイツがイギリスに代れりと爲すものあり。然れども三國干渉はロシアを以て之が張本と爲すべきこと疑を容れざる所なり」。「四月八日の頃ロシアは已に干渉を計畫し、ドイツも之と行動を共にせんとせり。同日附のドイツ外務大臣よりロシア首都駐劄代理大使チルシエキーに與へ

たる電報中に於て、同日ロシアの代理大使が其本國の訓令に依り、旅順口の併合は清國と日本との間に良好關係を結ぶことに對する永久的の障害となり、東亞に於ける平和の不斷の脅威たるべきこと、ヨーロッパ強國の意見なる旨を友好的形式を以て日本に告ぐべきを提議せるを報ぜり。：是れ三國干渉の第一歩と見るべく、三國干渉の張本がロシアに他ならざること、之に依りても明白なりとす」(『立博士外交史論文集』三四九—三五〇頁)。

しかしながら、かやうに簡単に斷定しうるほど、當時の國際關係な單純なものであり其の裏面事情は明白なものであつたであらうか。以下においてわれわれは先づロシア政府が三國干渉を決意するに至るまでの経緯と其の背後における國際交渉の事實をば、主として露獨關係に焦點を合せつつ、考察してみたいのである。

先づ、三國干渉がロシア政府單獨の發意に出で其の一方的な意志決定によつて實現されたものとなす説の根據となつてゐる史料は、右の立博士の所論においても見られるやうに、一八九五年(明治二十八年)四月八日附ベルリン發

ドイツ外相マルシャルのペテルスブルグ駐劄ドイツ代理大使チルシェキー宛の電報である(Die Grosse Politik der europäischen Kabinete 1871—1914, Bd. IX, S. 265, Nr. 2337, 以下 G. P. IX と略記す)。即ち、同日ロシア政府がベルリン駐劄の同國代理大使を通じて、日本の遼東半島領有に反對する意嚮を列國共同で日本政府に申入れるやう、ドイツ政府に向つて提案したこと、これが三國干渉の第一歩であり、從つて三國干渉はロシア政府の單獨の發意と一方的な意志決定に基づくものと判斷される、といふのである。

然るに、それと同じ四月八日附の同じくドイツ側の文書の中にわれわれは、右のロシア政府の提案すら實は既にドイツの側から加へられた刺戟によつて始めて發意されることが出来たのだといふ事實を證明するやうな史料を見出すのである。それは、もとの清國駐劄ドイツ公使マックス・フォン・ブランドの奉つた意見書であつて、この意見書の内容が、三國干渉當時のドイツの皇帝及び政府の態度と政策の決定に重大な作用力をもつたことは周知のとほりである。このブランドの意見書は、次のやうな言葉を以つて始

められてゐる。

「今日に至るまでロシア政府は、日清紛争の問題において完全な控へ目の態度を守つて來てゐる。これは、疑ひもなく、フランス政府をも含めて他の諸政府の此の問題に對する態度がロシア政府に判然と解つてゐなかつたからといふ理由に基づくものであらう。(然るに)ドイツ側から與へた刺戟は、ロシア政府をして他の諸政府の意向を打診せしめるに至り、その結果は今や、旅順口の領有といふことが日本の清國及びヨーロッパ列強に對する關係に及ぼさずにはおかない諸結果について日本政府の注意を向けしめようといふロシアの提案となつて現はれてゐるのである」云々(G.P. IX, S. 265, Nr. 2233)。

これによつてわれわれは、少くとも當時のドイツ政府當局者の主観においては、四月八日のロシア政府の列強に向つての對日干渉提案が、實はそれ以前にドイツの側から與へられてゐた「刺戟」によるものであることを理解しうるのである。因みに、ここに謂はれてゐる「ドイツ側から與へた刺戟」とは、それより凡そ二週間前の三月二十三日に

ドイツ政府がベテルスブルグ駐割の自國代理大使を通じて「東アジアにおけるドイツの利害は、ロシアのそれと衝突するものではない。それ故ドイツ政府は、ロシアと意見の交換を行ひ且つ場合によつては共同にて行動すべき用意がある」旨を、ロシア政府に申入れさせた(G.P. IX, S. 258—259, Nr. 2228)事實を指すものと考へられる。

とは云ふものの、右のやうな判断は、或ひは單にドイツ政府當局者のひとりよがりな主観にのみ止まるものであるかもしれない。そこでわれわれは更に一步を進めて、ロシア政府が四月八日、即ち列強に向つて對日共同干渉を提議した時、果してロシア政府は既に實際にこの干渉を實行に移す決意を固めてゐたのかどうかといふ點を、事實について明らかにしなければならぬ。この場合われわれは、直接的史料を豊富に驅使して極めて詳細にロシア側の事實を論證してゐるペー・アー・ロマノフの研究(B. A. Romanov: *Rossija v Manuzurii* 1892—1906, Leningrad 1928, 山下義雄氏譯『滿洲に於ける露國の利權外交史』、昭和九年刊)に頼ることが出来る。

ところで、ロシア政府が別強に向つて對日共同干渉の提案をなした四月八日頃の同國政府の極東政策に關して最も重要な史料たるべきものは、四月七日附で外相ロバノフがツァー(ニコライ二世)に奉つた一つの上奏書とこれに附帶する特別建白書であらう。この二つの文書はもと外務省で作成され、後にその寫しが大藏省總務部第二課に保存されて今日に傳へられたものであるが、われわれはこれを前掲ロマノフの著書においてうかがふことが出来る。今これによると、

「旅順口の存在する遼東半島が日本によつて占有されることは、吾人の利害關係よりみて極めて望まじからざる事實である。しかし、たとひ吾人が要求したところで、日本は遼東拋棄を峻拒するであらう。しかもフランス及びドイツの態度は未定であり、且つイギリスは吾人の執らんとする行動に對して否定的態度なること明らかなる際、なほ且つ吾人は強制的手段に出るべきであるか。結局吾人のなすべき最大の重要事は、旅順口占領が支那に對する日本政府の親善關係を復舊する永久の障害にして

東洋の平和を破壊するものであることを、最も友誼的な表現を以つて日本に指摘することであるが、しかしそれとても豫め列國が此の對日表明に合體することを確かめてからでなければならぬ。また日本は、アジアにおける主要なそして最も危険な敵たるイギリスの海上における優越力に對して、多分吾人の支援を或る期間必要とするであらうから、吾人の日本との協商は、全然不可能といふわけではない。將來の日本政府に對する吾人の關係を害することなきやう、そして他の列國に先んじて日本に對する如何なる敵對的行動にも出づることなきやう、嚴に抑制すべきである」

といふのである。しかも此の上奏意見に對してツァーは、「全然贊成」であり、旅順口還附を要求しないことに同意した。そして此の二通の建白書は、右のニコライ二世の批准を附せられて、ツァーの手許から、極東に對するロシアの最高國策を審議すべき大臣會議の議長アレクセイ大公のもとへ廻附された。といふのは、それより五日の後、即ち四月十二日に開催を豫定されてゐた大臣會議は、この二つ

の文書を原案としてこれに沿うて審議を進めるべき筈であつたからである（以上、ロマノフ、前掲書、九二―九五頁）。

かやうに見てくると、少くとも四月八日にロシア政府が列強に向つて對日共同干渉を提案した頃には、同政府は未だこの計畫を眞に實行に移すだけの決意を固めてはゐなかつたことが理解される。然るに、それにもかかはらずロシア政府は、四月十六日宮中で開かれた重臣會議において對日干渉の實行を確定するに至つてゐる（ロマノフ、前掲書、一〇〇―一〇二頁）。とすれば、この四月八日から約一週間ばかりの間に、ロシア政府をして對日干渉を實行すべく決意せしめるに足りるだけの相當重大な情勢の變化があつたものと見なくてはならない。然らば、かやうにロシア政府を積極的方向へ動かした情勢の變化とは、一體何であつたのか。この問いに答へることが、とりも直さず、三國干渉を實現せしめた最大の主契機を明らかにすることに他ならないと考へられるのである。

さて極東問題に對してロシア政府が最終の意志決定をなしたのは、右にも觸れたやうに、四月十六日に宮中で催さ

れた重臣會議においてであつた。そして此の會議のために宮中へ召されたものは、大臣會議の議長たる海軍長官アレクセイ大公、外務大臣ロバノフ、大藏大臣ウィツテ、陸軍大臣ワンノフスキーの四人であつたといふ。然るに、その後の極東問題の展開に對して決定的な重要性をもつた此の會議の内容に關して、今日われわれは何らの公的性質の史料をも有してゐない。といふのは、この會議においては、その議事内容ないし決定事項について記録がとられてゐなかつたからである（ロマノフ、前掲書、一〇二頁）。従つて、これに關する唯一の史料として、われわれは唯だ例のウィツテ『回想録』をもつのみといふことになる。そこでわれわれもまた、ウィツテの記すところによつて、一體何がロシア政府當局者を動かして三國干渉の實行を決意せしめるに至つたのかを、一應追究してみる必要に迫られる。

『回想録』中に記されたウィツテの言葉を借りると、事態の推移は次のやうであつた。元來、日清戦争を通じて極東問題を研究した唯一の人は、彼ウィツテであつた。高位にある國家爲政者といへども此の問題については全く無智

であつて、ロバノフ外相も皇帝ニコライも共に無智なもの一人であつた。故に、日本の清國に對する要求の内容が判明した時、ウィットはこれに對して如何に處すべきかを多方面から熟考しなければならなかつた。ウィットは先づ日本の要求の實現を阻止する必要を喚起した。そしてまさにこれによつてこそ、皇帝は大臣會議の開催を決心した。

四月十二日に開かれた此の大臣會議において彼ウィットはロシアの全利害關係は清國が現在あるがままに存続することに在るといふ主義を發展せしめた。その場合ウィットの説を支持したのは陸軍大臣ワンノフスキーのみであつた。

參謀總長オブルーチエフは、この問題に對してかなり冷靜な態度をとつた。爾餘の議員はなんらの定見を述べなかつた。その時アレクセイ大公は、「貴下の希望を實現するには、結局如何なる方法に出づべきか」を問うた。そこでウィットは、日本に最後通牒を發すべきことを提言した。しかし此の會議は、何ら決定的なものを見ずに終つた。といふのは、誰もウィットに決定的な反駁をしなかつたし、同時にまたウィットと意見を同じうすることをも云はなかつ

たからである。外相ロバノフは終始沈黙してゐた。かやうに四月十二日の大臣會議は結局何らの決定をも見なかつたので、今度は皇帝自身が直接諸大臣の主張を聴取しようといふ意見が表明された。そして大臣會議出席者中から四人の者が宮中に召され、御前會議の開かれたのは、四月十六日のことであつた。この會議の席上、ウィットはさきの大臣會議において主張した自己の意見を繰り返した。爾餘の者は全然反對するところがなかつた。或ひは反對しても、極めて微溫的であつた。かくて終ひに皇帝ニコライはウィットの建議を受け容れて、四月十二日の大臣會議の議事録を裁可した——といふのである（ロマノフ、前掲書、一〇〇—一〇二頁）。

以上ウィットの『回想録』中の記述によれば、ロシア政府の極東政策に決定的な作用を及ぼした唯一最高の權威者は彼ウィットであり、三國干渉の際に躊躇逡巡するニコライ二世及びロバノフ外相その他要路の重臣を動かして終ひに對日強硬策を決意するに至らしめたのもまた他ならぬウィット一人の力であつた、といふことになる。さきにも述

べたやうに、三國干渉直前におけるロシア政府の對日干渉政策決定に至るまでの経緯を述べたウィット『回想録』中の記事は、その樞機に關與した當事者自身の書きとどめた記録として唯一のものである。また、一般にロシア政府の極東政策決定に關して大藏大臣ウィットの存在が極めて大きい意義をもつてゐたことも、事實として認められねばならない。しかし、それにも拘はらずわれわれは、右のウィット『回想録』中の記述をそのまま額面どほりに受けとることは出来ない。何故ならそれは、一般に個人の自傳や回顧録の類に普通ありがちな自己の影響力と功績に對する過大評價を多分に含んでゐるのみならず、ベী・アー・ロマノフの言葉を借りて云へば、「若干作意の下に綴られて不精確となり、考察を歪曲し、讀者をして虚構の事を信ぜしめんとするものである」からである（ロマノフ、前掲書、一〇一頁參照）。

——沈黙を守つてゐるといふ事實である。當時たまたまペテルスブルグに在つて外務省アジア局に出仕し且つ大臣會議の議長アレクセイ大公とも特別の交渉があつた後の駐日公使ローゼン男の、「アジア大陸から日本を驅逐せんとする企圖においては、少くとも他の二つの強國をロシアに聯合せしめることが必要であつた」(Baron Rosen: Forty Years of Diplomacy, London & New York 1922, Vol. 1, p. 137)といふ言葉こそ、右の如きウィット『回想録』中に記されてゐる三國干渉實現のための自己の役割の過大評價とその高調的獨斷に對する、何よりの批判でなければならぬ。ベী・アー・ロマノフもまた此の點についてウィット『回想録』を批判し、ウィットが一切の功績を自己に歸せしめんがために國際情勢の突然變化に關してすつかり沈黙を守つてゐることを指摘してゐる（ロマノフ、前掲書、一〇四及び一〇七頁）。

かくて結局、『回想録』においてウィットのひとりよがりにも拘はらず、ロシア政府當局者が終ひに對日干渉の實行を決意するに至つたのは、ウィット一人の「功績」によ

るものではなく、實は四月八日以後十六日に至るまでの間に突如として起つた國際情勢の變化に基づくものであり、ウィッテの強硬論も他ならぬそのやうな國際情勢の突然變化があつて始めて意味あるものとなり得たのであらうと推定されるのである。

然らば、ここに云ふ四月八日以後十六日に至るまでの間に起つた國際情勢の突然變化とは、一體何であつたのか。當時東アジアの地域に最大の利害關係をもち日清間の紛争のなりゆきに特別な關心を抱いてゐたのは、いふまでもなくロシアとイギリスであつた。(一八九五年三月十九日附、ドイツ宰相ホーエンローエの皇帝ヴィルヘルム二世宛上奏文参照、*GP. IX, S. 253*)。それ故、何よりも先づイギリスの極東問題に對する態度と政策こそ、ロシア政府にとつて第一の關心事でなければならなかつたのであるが、然るにイギリス政府は、既に四月八日閣議を開いて、「日本の媾和條件は、ただ武力を以つて始めて遂行し得ることが豫想されるやうな干涉を正當化するほど、それほど甚しくはイギリスの東アジアにおける利益を毀損するものではない」といふ

意志決定を行ひ、その態度を確定してゐた(*GP. IX, S. 253*)。このイギリス政府の極東問題に對する態度決定がなされたのは、さきに述べたロシア政府の列強に向つての對日共同干涉の提案が出されたのと同じ四月八日のことであつて、イギリスの極東政策確定の閣議が此のロシア政府から提出された提案を見た上で始めて開かれたものか、それとも寧ろ逆にロシア政府からの提案とは無關係にイギリス政府が豫めその極東政策を決定してゐたものか、その邊の詳しい消息は、今日われわれが當時のイギリス側の詳細な史料を自由にし得ない限りは、到底確定することのできぬ點である。ただエーリヒ・ブランデンブルグの研究を信頼するとすれば、イギリス政府はロシアからの提案を受けるとに先立つて全く獨自にその極東問題に對する態度を決定してゐたことになる(*E. Brandenburg: Von Bismarck zum Weltkrieg, Die Aufl. Berlin 1925, S. 52*)。しかし今の場合その點の詳細な史實の確定は暫らく措くとして、いづれにせよ、ロシア政府がイギリスの拒否的態度を知つたのは自國側から列強政府に向つて對日共同干涉の提案をな

した後においてであつたが故に、少くともロシア政府の眼に映じた限りでは、イギリス政府の態度決定は全く自國からの提議があつて後にこれに對する拒否の態度を示したものととして受取られたであらうと考へられる。

以上述べた四月八日におけるイギリス政府の對日共同干渉不参加の政策確定は、此の問題をめぐる列強の動靜に一段階を劃するものであつたと考へられる。何故なら、日清戰爭勃發當初からのイギリスの極東問題に對する深い關心とその干渉的態度からみて、もし日清媾和の問題に關して干渉を加へる強國があるとすればイギリスこそ其の第一のものであらうと従來一般に信じられてをり、また列強諸政府の極東政策も實はイギリスが率先して日清間の問題に干渉するであらうといふことを暗々裡に前提して此の前提の上に立てられてゐたからである (Vgl. GP. IX, S. 407)。それ故、列強諸政府從來の極東政策はイギリス政府の對日共同干渉不参加通告とともに當然一應清算され、四月八日以後にはイギリスの干渉不参加といふ新しい現實に立脚してかかる前提のもとに新たに立て直されるべき筈であつた。

今これをドイツについて云へば、さきに述べたやうにドイツ政府は既に三月二十三日「ロシアと意見の交換を行ひ、且つ場合によつては共同で行動すべき用意がある」旨をロシア政府に申入れてをり、次いで四月四日清國に對する日本の媾和條件について通報を得るや否やドイツ外相マルシャルは「かくも過大な(日本の)要求はその結果においてヨーロッパの平和をもまた危殆に頻せしめる可能性を含むが故に憂慮なしに見ることが出来ない」となして直ちにベルスブルグ駐劄の自國代理大使チルシニキー及びロンドン駐劄の自國大使ハッツフェルトに宛てて電報訓令を發したが (GP. IX, S. 261—262, Nr. 2232 u. 2233)、これらはいづれも、イギリスが率先して對日干渉を行ふか、乃至は少くとも列強の對日干渉に加はるか、そのいづれかの場合を豫想して、かかる前提のもとに取られた對策であつた

(前掲三月十九日附宰相ホーエンローエのヴイルヘルム二世宛上奏文, GP. IX, S. 237, 参照のこと)。しかもそれらの外交的措置は——マイネッケのいふやうに——いづれも未だ政治的に、ドイツを拘束するものではなかつたが故に、四

月八日イギリスが干渉不参加の態度を決定的なものとして通告した時、ドイツは「共同の行動を實現すべき前提が壊滅した」ことを宣言して、對日干渉の試みから身を引くことも可能であつたと云はねばならないのである。

(Vgl. F. Meinecke: *Geschichte des deutsch-englischen Bündnisproblems 1890—1901*, München & Berlin 1927, S. 26)。

然らば、その時もしドイツがイギリスの對日共同干渉参加拒絶によつて生じた新しい事態に即應して自己の從來の方針を完全に清算し、イギリスの例に倣つて「如何なる場合にも日清間の問題を政治的に利用しない」旨の意志決定を行つたと假定するならば、その場合にも猶ほ列強の對日干渉は實現され得たであらうか。その場合直ちに露佛の二國同盟に對抗する意味でのイギリス—日本—三國同盟といふ一つの勢力集團が形成され得たであらうと推定する(鹿島守之助博士『帝國外交の基本政策』、昭和十七年版、二五頁)ことは猶ほ些か早計にすぎぬものと云ふべきであらうか(Vgl. F. Meinecke, a. a. O. ebenda)しかしドイツが對

日共同干渉に加はらない限りはフランスもまた——露佛の二國同盟が本来ヨーロッパを對象とするものであることを指摘しつつ——極東においてロシアと行動を共にすることを拒否したであらうと考へることは、今日わわわれの自由にし得る多くの史料によつて十分根據づけられることが出来るところである。例へば、四月二十八日附パリ駐劄ドイツ大使ミユンスターのドイツ宰相ホーエンローエ宛極秘文書中にパリ駐劄のロシア大使モーレンハイムとミユンスターとの會談の内容が通報されてゐるが、これによると「ドイツ人の参加なくしてはフランス人もまたロシア人と共同の事業をなさなかつたであらう」といふことが、當時のフランス側の内情に最も精通してゐた筈のパリ駐劄ロシア大使自身の口から確言されてゐるのである(GP. IX, S. 407)。

また、それより稍々後れて六月十八日の日附をもつ文書であるが、ロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルトのドイツ外務省参事官ホルシュタイン宛暗號電報には、次のやうな言葉が見出される——「弱腰のフランス政府は、ドイツの参加によつて嫌應なしに、ロシアと苦勞を共にすることを

強制されたのだ〔GP. IX, 535〕。更に、フランスの輿論がフランス政府の對日干渉参加に極力反對し、これがために外務大臣アノトーが非常な苦境に陥つたといふやうな事實(GP. IX, 535 n. 408)もまた、右の如きわれわれの推定を傍證するものといふことが出来るであらう。

さて、ここに擧げた二三の史料の物語るところに基づいて、ドイツが對日干渉に参加しない限りはフランスもまたロシアと行動を共にし得なかつたであらうと斷定して差支へないならば、結局、對日干渉の實現されるか否かは、専らドイツがこれに參與するか否かによつて決せられたものと結論せざるを得ないであらう。何故なら、イギリスの對日干渉不参加といふことが既定の事實である時、その上更にドイツ、またこれに伴つてフランスがそれぞれ對日干渉の意志なきことを表示したとするならば、かかる場合ロシアが單獨で對日干渉を遂行することは全然不可能であつたと考へられるからである。英獨佛三國のいづもが對日干渉への参加を拒否した場合においてすら、猶ほ且つロシアの單獨干渉が起つたであらうと想定することは、さきに述べ

た四月八日にロシア政府が英獨佛の諸政府に向つて對日共同干渉を勸誘したといふ事實を無視するものでなければならぬ。それ故、三國干渉實現のための決定的瞬間は、實にドイツ政府當局者が——イギリスの参加と否とに論なく——極東においてロシアと行動を共にすることを決意した時にあつたといふべきであらう。四月八日にロシア政府から申入れられた對日共同干渉の提案に對してドイツ政府は即日ペテルスブルグ駐劄ドイツ大使を通じて「ロシアと行動を共にすべき」旨を回答したが、その回答電文の草案がヴィルヘルム二世の閱覽に供せられた時、ドイツ皇帝自らその欄外に「事情によつてはイギリスの参加なき場合にもまた」と書き入れた(GP. IX, 5265, Nr. 2237)。「イギリスの参加なき場合にもまたロシアと行動を共にする」といふ此のドイツ政府當局者の意志決定こそ、結局三國干渉を實現にまで導いた決定的契機に他ならなかつたと考へられるのである。

(三) ドイツ政府が三國干渉に積極的

政策をとつた動機

前節においてわれわれは、一八九五年四月中旬における露獨佛三國の對日共同干渉がドイツ政府の挑発ないしは積極的行動によつて始めて實現されたものであることを論證した。然るに當時ドイツは、極東の事件に關し列強に先んじてそのやうな積極的行動をとらねばならないほど深刻な利害關係を東アジアの地域に未だ有してはゐなかつたものと判斷される。このことはドイツ政府當局者自らが認めてゐたところであつて、ドイツ宰相ホーエンローエが皇帝ウニルヘルム二世に奉つた三月十九日附の前掲上奏書中にも次のやうな言葉が見出される——「イギリス及びロシアは東アジアにおける事態の發展に特別な關心を抱いてゐる。……これに反してドイツにとつては、少くとも目下のところ、それと同じほど強い利害は東アジアにおいて働いてゐない。殊にドイツの通商は、戰爭状態のもとにおいて今までのところ著しくは阻害されてゐない。むしろ反對に、我が國の製造業者・商人・運輸業者は、戰爭物資の供給と輸送によつて、利を博する好機を見出してゐる」と(C.F.P.

IX, S. 254)。とすれば、ドイツは一體如何なる動機に基づいて、それほど利害關係の深くない東アジアの事件に關して右のやうな積極的行動をとつたのであらうか。實際——既に早くレーヴェントロフの指摘したやうに——三國干渉に關する最後の問題は、「それによつてドイツが第一には日本の憤懣を招き、第二にはイギリスの政策との對立に陥らざるを得なくなつた、あの極東への干渉政策をばドイツに執らしめたものは、一體何であつたのか」といふところにあると云はねばならぬであらう (Vgl. Ravenlow: Deutschlands auswärtige Politik 1888—1914, Ite Aufl. Berlin 1918, S. 84)。

かやうに、「ドイツ政府をしてあれほどの積極的行動をとらしめた動機は窮極において何であつたか」といふことが三國干渉の研究における最後の根本的問題であるだけ、それだけ一層論ぜられることが多く、また従つて諸學者の説の分れるところであつた。今それらの説の一々について検討してゆく必要はないが、概括的にみてそれら多くの説の分れる點は、要するにドイツ政府をして積極的行動をと

らしめた根本の動機を、(一)ドイツ政府當局者の對露接近政策の中に見出しうる、となすか、或ひは(二)東アジアに據點を獲得しようとするドイツの帝國主義的領土慾の中に見出しうる、となすか、更にまた(三)これらの二つの動機が共に働いてゐてそのいづれがより有力に作用したかを判定することは困難である、となすか、といふところに在ると考へられる。換言すれば、第一の説はドイツ政府が對日干渉に積極的行動をとるに至つた事實をそのヨーロッパ政策から説明しようとするものであり、これに對して第二の説はそれをドイツ政府の世界政策から割り出された策動として把握しようとなすものであり、更に第三の説はヨーロッパ政策と世界政策との両面からの要求を同時に満たさうと狙つたドイツ政府の一石二鳥の策謀としてそれを理解しようとするものに他ならないのである。

先づ、第一の見解は例へばグーチ(G.P. Gooch: *History of Modern Europe*, 1922)の如きによつて代表されるものであるが、大體此の種の主張の根據となつてゐる史料は、當時のドイツ宰相ホーエンローエが十餘年後の一九〇七年

に公刊した『回想録』中に記載されてゐるロシア皇帝ニコライ二世とホーエンローエとの會見の記事である。即ち、一八九五年九月十一日ホーエンローエはペテルスブルグ近郊ペテルホーフにロシア皇帝を訪問したのであるが、この兩者の會談において、三國干渉當時ドイツがロシアと「行動を共にせることを満足に思ふ」旨ニコライ二世が言明したのに對して、ホーエンローエは當時のドイツの政策の目的が「ロシアに對するドイツの友好關係を表明するにあつた」ことを確言した、といふのである(Denkwürdigkeiten des Fürsten Chlodwig von Hohenlohe = Schillingfürst, Stuttgart und Leipzig, 1907, Bd. II, S. 520)。そして此の——三國干渉の行はれてから五ヶ月を経た後の——ドイツ宰相の言葉をそのまま率直に受け容れるところに、上述の第一の説が成り立つのである。

然るに、これに對して第二の説は例へばレーヴェントロフ(Vgl. Reventlow, a. a. O. S. 85-86)の如きによつて代表されるものであるが、大體この種の見解をとる史家は「ホーエンローエがロシア皇帝に與へた陳述から、ドイツの政

策が唯だロシアに對する友好關係を表明せんとする願望によつてのみ支配されてゐたといふ結論を導き出す必要はない」と判斷し、それよりもむしろ同じ會見記事の後段に述べられてゐるロシア皇帝とドイツ宰相との談話記録の中にこそ、三國干渉當時における「ドイツの態度決定の重要な核心が曝露されてゐる」と考へるのである (Reventlow, ebenda)。即ち、ホーエンローエの『回想録』には、右の會談においてロシア皇帝が、「もしドイツが確固たる據點ないしは貯炭所の如きをもつためにその地 (東アジア) に何らかのものを獲得したいと欲するなら、自分は決してそれに反對しないであらうと、既に今春 (一八九五年の春) カイザーに書き送つた」と述べたのに對して、ホーエンローエは「絶對秘密といふ約束でカイザーが既にそのことを自分に打明けてゐた」と應答し、それについてツァーは贊同の色を示した、といふことが記述されてゐる (Hohenlohe, a. a. O. Bd. II, S. 521)。そこで、主として此の一八九五年秋におけるロシア皇帝とドイツ宰相の應酬を根據として、論者は、日清戰役當時ドイツは首尾一貫して清國海

岸における根據地の獲得といふ極めて明瞭な特定の目的を追求してゐたのであるが、そこへロシア側からセッシェンを與へられたので、ドイツはその勧誘に應じて自己的實現を計つたものに他ならぬ、と結論してゐるのである (Vgl. Reventlow, a. a. O. ebenda)。

更に上述の第三の説についていふと、これは例へばマイネッケによつて代表される見解であるが (Vgl. F. Meinecke, a. a. O. S. 267)、「我が國では例へば鹿島守之助博士もまた此の説に従つてゐられる (前掲『帝國外交の基本政策』四二頁參照)。この種の見解の根據となつてゐる史料は、大體、(a) 一八九五年四月七日附ウィーン駐劄ドイツ大使オイレンブルグのドイツ宰相ホーエンローエ宛報告 (G.P. IX, S. 323ff. Nr. 2313) (b) 一八九五年四月八日附もと北京駐劄ドイツ公使マックス・フォン・ブランドの建白書 (G.P. IX, S. 265ff. Nr. 2238) (c) 一八九五年四月二十六日附ドイツ皇帝ヴェルヘルム二世のロシア皇帝ニコライ二世宛書簡 (Correspondance entre Guillelme II et Nicolas II 1894—1914, publiée par le Gouvernement des Soviets,

traduite du Russe par M. Semonoff, 10e ed., Paris 1924,

p. 8—10.) (d) 一八九五年七月三十日附ドイツ外務次官
ローテンハインの覺書 (GP. IX, n. 358ff. Nr. 2318.) 以
上の四つの文書である。今これらの史料について少しく説
明すると、先づ (a) のオイレンブルグ伯の報告といふの
は、新任のベルリン駐劄ロシア大使オステン・ザッケンが
ベルリンに赴任の途上ウィーンに立寄り同地に駐劄するド
イツ大使のオイレンブルグと會談したのであるが、この時
のオステン・ザッケン伯の談話をオイレンブルグ伯が本國
政府に通報した、その報告書に他ならない。今その内容の
大意を摘出すれば、要するに、「ドイツ皇帝が平和の保障
者としてその支配的他位を確保するならば、ロシアはドイ
ツの東方國境の平和を保證するであらう。露佛の二國間に
眞の諒解が成り立つといふが如きは、およそ健全なる理性
あるものにとつて、考へ得ざるところである。むしろ、フ
ランスを抑制しその内的及び外的爆發を防止する力が、今
やロシアの手中に握られてゐるのだ」といふのである。そ
して此の報告は「カイザーに深刻な印象を與へた」と謂は

れてゐる (E. Meineke, a. a. O. 527.) 次 (b) のブラ
ントの建白書についていふと、ブラントは永年北京に駐劄
した極東通として當時ベルリンの外務省に招致され種々建
策してゐたものであるが、此處に問題となつてゐる彼の四
月八日附の建白書は對日干渉に關するロシアの提案に無條
件的に従ふべきことを建言したものであり、しかもこれが
——宰相ホーエンローエの諛言するところによれば——カ
イザーの完全な賛成を得たと謂はれてゐる (GP. IX, n. 35
5, Ann.). 更に (c) のロシア皇帝宛ドイツ皇帝の書簡は
「アジア大陸に文化の根源を培養し優勢な黄色人種の攻撃
からヨーロッパを防衛することがロシアの未來に課せられ
た偉大な仕事である」ことを説き、「ロシアにとつて場合
によつては必要であるかもしれない領土の併合を實現する
のに喜んでロシアを援助すべきこと」を約束したものであ
る (Correspondance, op. cit. p. 9—10. Vol. GP. IX, 53
59, Ann. 1.). 最後に (d) のローテンハインの覺書といふ
のは、一八九五年七月三十日ヴィルヘルム二世が英露兩國
に對してドイツの執るべき外交の根本方策として外務次官

ロテンハーンに語つたところを同次官が記録に残した秘密文書であつて、そこには次のやうなカイザーの言葉が書き留められてゐる——「ロシアがヨーロッパ及び近東のことに従事するを少くさせるために、われわれはロシアを極東に釘付けにしておくやう努めねばならない。……もしロシアが極東のことに従事するならば、われわれはそれ相應な(ロシア側の)讓歩と交換に、喜んでヨーロッパにおけるロシアの背後を保障してやる用意がある。かかる讓歩及びそのための前提條件としては、就中、ドイツとの國境の地帯におけるロシア軍の兵力の相當著しい減少といふことが考へられる」と(GP. IX, S. 358f.)。大體、以上四つの史料が根據となつて、上述の第三の見解が立てられてゐるのである。

以上われわれは、ドイツ政府をして三國干渉に積極的行動をとらしめた根本の動機について従來説かれて來た三つの見解を紹介したのであるが、然らば、われわれ自身はこれについて如何に判斷すべきであらうか。先づ、右の三つの見解のうち第一及び第二のものについては、それらの依

據してゐる史料そのものに相當難點のあることを認めねばならない。即ち、それら二つの見解の主張される殆んど唯一の根據となつてゐる史料は、さきにも述べたやうに、三國干渉當時のドイツ宰相ホーエンローエが一九〇七年に公表した『回想録』に他ならないのであるが、これは何と云つても三國干渉に關する直接的史料とは呼ばれ難いものである。何故なら、この『回想録』中の三國干渉に關する問題の記事は、それが實際に行はれた頃から約五ヶ月を経た後、しかも露獨佛三國間の關係が極めてデリケートな事情のもとにあつてドイツ外交が偶々親露的方向に動いてゐた際にドイツ宰相がロシア皇帝と取交した談話の内容をば、それより更に十餘年後に發表したものに他ならないからである。のみならず、それが公表された一九〇七年と云へば第一次世界戦争前の國際關係の甚だしく複雑な、またかなり緊張した空氣を孕んでゐた時期に當つてゐるわけであるから、その方面からの制約もまた色々多かつたものと考へざるを得ない。かやうに考へてくると、このホーエンローエの『回想録』は、單にそれが三國干渉と同時期の直接

史料でないといふ理由からだけでなく、史料としての眞實性といふ點からみても、相當に批判の餘地を残してゐるものと云はねばならない。況んや第一次世界戦争以後、特に露獨兩帝政の崩壞によつて、貴重な公文書の類が續々と公刊され、三國干渉の諸問題についてもまた多くの直接史料を自由にし得る今日、ホーエンローエの『回想録』の如きは、たかだか傍證的役割をしか與へられることが出来ないのである。それにも拘はらず殆んど専ら此の『回想録』にのみ依據して説を立てるといふことは、結局、かなりの危険を伴ふばかりでなく、何よりも先づその史料の點に關して嚴密な批判に堪へ得ざるものと云はれるべきであらう。

かやうに、上述した三つの見解のうちの第一のものと第二のものが既に史料批判の見地からみて相當著しい難點をもつと考へられるのに對して、その第三の見解の主張される根據となつてゐる上述の(a)(b)(c)(d)四つの文書は、史料としての信憑性に於いて缺くるところがない。しかしながら、史料としての信憑度が高いといふことと、われわれの取上げてゐる問題に適當な解答を提供するといふ

ことは、いふまでもなく別の事柄である。もともとわれわれの解決すべき問題は、上述したやうに、「イギリスの参加なき場合にも猶ほ且つロシアと東アジアにおいて行動を共にする」といふドイツ政府當局者の意志決定が如何なる動機に基づいてなされたのであるかといふ點を明らかにするとところにあつた筈である。とすれば、右の四つの史料は、果してわれわれの設問に對する適當な解答を提供するものと云へるであらうか。それら四つの史料のうち、先づ(c)のドイツ皇帝のロシア皇帝宛書簡と(d)のドイツ外務次官ローテンハーンの覺書について考へると、前者は一八九五年四月二十六日、後者は同年七月三十日といふその日附が示してゐるやうに、それらは既に三國干渉が實現された後において書かれたものであり、かかる事實から推しても、またその全體の内容から判斷しても、それらはいづれも四月八日前後におけるドイツ政府當局者の意志決定の根本動機について物語る直接的且つ同時的な史料ではなく、むしろ三國干渉直後にみられたドイツ政府の對露接近政策に關するジャステイフィケーションを記したものに他

ならないと解釋される。次に、これに對して、(c)のウィーン駐劄ドイツ大使オイレンブルグの本國政府宛報告書は一八九五年四月七日の日附をもつてをり、この文書がドイツ政府の意志決定以前に成立したものであることを示してゐる。しかしながら、この文書がヴィルヘルム二世の閱覽に供されたのは、既にカイザーが東アジアにおいてロシアと行動を共にすることを決意した時よりも以後のことであつたと判斷される。尤も、この點についてマイネッケは、カイザーがその最後の決意を固めるより以前にこのオイレンブルグの報告書を閲讀したか、或ひは逆にカイザーが決意した直後にこれを手にしたか、換言すれば、「此の報告書がカイザーの決意を直接的に呼び起したのか、それとも唯だその決意を強化しただけであるのか」、これを知ることとは不可能であるとしてゐるが(F. Meinecke, a. a. O., p. 19)。しかしわれわれは、既にカイザーが最後の決意をなしたよりも後になつて始めて此の報告書が彼の手許に差し出されたのであると推定し得る理由をもつてゐる。何故なら、カイザーがこの報告書の末尾に書き入れた註記(2)に

(F. I. X. 2331)の内容から推して、カイザーがこれを閲讀したのはイギリスの共同干渉不参加通告以後のことである事實が知られ、しかもドイツ政府が極東においてロシアと共同の行動をとるべき政策を決定したのは——マイネッケもまた認めてゐるやうに(F. Meinecke, a. a. O., ebenda)——イギリスの不参加通告以前のことと考へられるからである。かやうに考へてくると、この(a)の文書もまた、さきの(c)及び(d)のそれと同様に、既に決意されたドイツ政府の對露接近政策についてのジャスティフィケーションを示すものでこそあれ、少くともドイツ政府當局者をして決意せしめるに至つた根本の動機そのものを明示する同時的な直接史料ではあり得ないことが知られるのである。然らば最後に、殘る(b)の四月八日附マックス・フォン・ブラントの建白書はどうかといふと、これは——さきにも觸れたやうに——對日干渉に關するロシア政府の提案に無條件的に従ふべきことを建言したものであり、しかもこれがヴィルヘルム二世の完全な同意を得たのであるが、しかし此のブラントの建言は、イギリスが對日共同干渉に

参加するといふことを既定の事實として (Vsl. GP. IX, S. 286) かかる考慮のもとに上述のロシア政府の提案を下
イツとして受諾するのが有利であるか否かを検討してゐる
ものにすぎないのである。のみならず、この建白書には、
第一に通商上の利害といふことと、第二にドイツの東方國
境を安全にするといふ意味でのヨーロッパ政策上のロシア
に對する顧慮と、第三に清國海岸における通商及び艦隊の
根據地の獲得といふことと、この三者が並列的に挙げられ
てゐるだけであつて (Vsl. GP. IX, S. 285) これら三つ
の理由のうちのいづれに最大の重點を置きつつカイザーが
對日干渉政策の強行を決意するに至つたのかといふ點につ
いては、此の文書からは如何なる解答も抽出されること
が出来ない。かくして結局われわれは、この (c) の文書
もまた、われわれの問題に適確な解答を提供する直接的史
料として役立つ得ないものであることを知るのである。

以上われわれは、「イギリスの参加なき場合にも猶ほ且
つ極東においてロシアと行動を共にする」といふ意志決定
を下イツ政府になさしめた其の根本の動機に關して從來行

はれて來た諸説を挙げ、そのそれぞれについて——主とし
て史料批判の觀點から——検討を加へた。そして其處から
得られた結論は、それらの諸見解の依據してゐる文書のい
づれもが決してわれわれの問題に適確な解答を與へうる直
接的史料ではないといふことであつた。然らばわれわれ自
身は、この問題を如何に考へるべきであらうか。

この場合先づ、今日われわれの自由にし得る史料が右の
問題に關しては特別に不完全であり不十分なのではないか
といふ想定も一應は成り立つであらう。しかしながら、わ
れわれの用ひてゐるドイツ外務省の外交文書集 (DFA) そ
の他の既刊公文書類がビスマルク時代から第一次世界大戦
に至るまでの國際關係史の研究のための史料として極めて
完備したものであり、略々詳悉的なものと稱してよいこと
は、既に一般に認められてゐるところである。また、史料
として價値の大きい公文書が偶々それに収録されるることか
ら洩れたやうな場合があるにしても、少くともその中の重
要なものについては、例へば右のドイツ外務省外交文書の
編纂事業とは全く別個に外務省記録の自由な閱讀を許され

たエーリヒ・ブランデンブルグの研究、(前掲『ビスケルクから世界大戦へ』、特に、その第三章「下ノ關」を参照)の如きを通じて、間接に窺知し得る筈である。加ふるにわれわれは、此の時代のドイツの政局擔當者の回想録や簡集の如きものにも事缺かない。とすれば、ひとり此の三國干渉におけるドイツ政府の干渉動機に關してのみ特別に史料が脱落してゐるとか乃至は隠蔽されてゐるとか考へることは、單に理由のないことであるばかりでなく、むしろ不合理なこととさへあらう。それ故われわれは、三國干渉、特にそのドイツ側の事情に關しては、われわれが既に十分な史料を具してゐるものと判斷して差支へないのである。

かやうに三國干渉當時のドイツ政府の内的事情に關しては既に十分な史料が與へられてをり、しかも、それにも拘はらず——さきに説明したやうに——三國干渉におけるドイツ政府の干渉動機を直接的に物語る史料が一つとして存在してゐないとするならば、これは一體何を意味するものであらうか。從來の研究者はこれを史料の不足と考へ、そして此の史料の不十分さを埋める意味で、既知の史料を素

材として種々の揣摩臆説を立てたのであつた。これに對してわれわれは、(第一に)史料は既に十分出揃つてゐる、しかし(第二に)それにも拘はらずドイツ政府の干渉動機を端的に物語る直接的史料は見出されない、といふ二つの事實を先づ卒直に承認すべきであらう。とすれば、この二つの前提的事實から導き出される推論は、次の如きものとなるより他はないであらう——「當時のドイツ政府はなんらの自發的且つ積極的動機なしに、いはば外部的事情の推移によつて、おのづからにして三國干渉に重大な役割を演ずる羽目に陥つたのではないか」。即ち、結果を豫料した明確な目的意識も、確固たる自信も、獨自の外交方策もなのままに、ただその時その時の國際關係の推移に左右されつつ、一方にはイギリス。他方には露佛といふ二つの極の間に動搖を繰返してゐた當時のドイツ政府當局者の不安と焦慮の輕學盲動が、偶々三國干渉といふ形をとつて實を結んだにすぎないのではなからうか——といふ推定である。かくてわれわれの次に解くべき課題は、かくの如き推定が果して既存の史料の立證する諸他の事實に矛盾なく符合し

得るか否かを、検討することになければならぬのであらう。

(四) イギリスとロシアの中間に立つドイツ

東アジアに領土ないしは據點を獲得しようとする欲望がドイツ政府當局者の意中に萌し始めたのは、少くとも今日われわれの自由にし得る史料の立證する限りでは、一八九四年十一月中旬のことであつたと考へられる。即ち、同年十一月十七日附宰相ホーエンローエのマルシャル外相宛電報がそのことを示す最も早い日附の史料であつて、そこには皇帝ヴィルヘルム二世が臺灣に著目してこれを東アジアにおけるドイツの根據地たらしめようと發議したことが語られてゐる (Vgl. GP. IX, S. 245—246, Nr. 2219)。かやうに一八九四年の秋以來ドイツ政府には清國領土に對する野心が藏されてゐたのであるが、しかし勿論われわれは、これによつて直ちに三國干渉が成立し得るものと單純に考へることは出来ない。何故なら、それは未だ帝國主義的一

強國の漠然たる領土獲得欲望にすぎなかつたのであつて、それが直ちにドイツと露佛二國との提携による對日干渉を必然ならしめるとは考へられないからである。勿論、マイネッケの主張するやうに、もしドイツの領土獲得欲望が最初から存在しなかつたならば、その干渉政策の如きは問題にならなかつたであらう (Vgl. F. Meinecke, a. a. O. 518) と想定することは、恐らくは誤りではなからう。しかしドイツ政府の領土獲得欲は、云はば三國干渉の成立のための一つの前提たるべきものにすぎないのであつて、もしそこから直ちに三國干渉を必然的歸結として導き出すことができると考へるならば、これは單に論理の飛躍であるのみならず、また歴史の事實にも合致しないことである。何故なら、當時のドイツ政府は唯だ漠然と東アジアにおける據點の獲得を考へてゐただけであつて、その獲得のための具體的方策——況んや露佛二國との共同行動の如き——は、夢にも豫想してゐなかつたからである。然らば、ドイツ政府のそのやうな漠然たる領土獲得欲が現實の政策として具體化されて來たのは、一體何時頃から、如何にして、

また如何なる形をとつてであつたか。

この設問に答へるための史料として最も早い日附をもつ文書は、一八九五年二月六日附ロンドン駐劄ドイツ大使ハツツフェルト伯の本國外務省宛秘電報であらうと考へられる。この文書の内容は、ハツツフェルト大使が同日イギリス外相キムバリー卿と取交はした會談の主要を本國政府宛に急報したものに他ならないが、われわれはこの報告書の末尾に次のやうな言葉を見出すのである。

「余（ハツツフェルト）は今日彼（キムバリー）の態度の全體から次のやうな印象を受けた。即ち、第一に當地（ロンドン）においてはドイツが列強の商議に參與するといふことが今猶ほ切實に要望されてゐること、第二にイギリス政府は、もしそれ（ドイツの参加）を期待し得るならば、われわれ（ドイツ）の利益の獲得をも恐らくは欣んで許すであらうし、その場合イギリスは、多分われわれ（ドイツ）にとつて助けとなるであらうといふこと、かやうな印象である」（G.P. IX, S. 251, Nr. 2223）。

續いてそれより二日後の二月八日、ハツツフェルト大使

はドイツ外務省参事官ホルシュタイン宛の私信において次のやうに述べてゐる。

「今ただちに危機が訪れるに相違ないといふ限りにおいて、清國における事態が（外交問題の）前景におかれてゐる。即ち、三強國（イギリス、ロシア、フランス）が共同の決議、否、おそらくは共同の行動をなすに一致するか、それとも彼等が相互に諒解をとげることが出来なないで、それぞれの國が自分自身の獲物を狙ひ、それを吾が物とせずにはおかないといふことを示すか、その孰れかの危機である。……もしわれわれ（ドイツ）も何かを欲するならば、……今やこれについてのわれわれ（ドイツ）の態度を決すべき時であらう。今暫らく待てば、われわれは一つの好きフランスを得るであらう。即ち、三強國（イギリス、ロシア、フランス）が一致しないといふチャンスである。そしてかかる場合われわれ（ドイツ）は、われわれ自身に最も都合のよい方のために、即ちロシアの方へか、それともイギリスの方へか、その孰れかに味方して、われわれ自身の勢力に物を云はせるやうなチャ

ンスである。しかも、それは一つのチャンスにすぎないのであつて、更にまたそれ以外のチャンスも生じ得るのである」(GR. IX, S. 252, Nr. 2224)。

然らば、右のやうな——少くともドイツ大使の眼に映じた限りでの——ロンドン官邊の雰圍氣について引續き報告を受けたドイツ政府は、それに基づいて何如なる對策を立てたであらうか。これを物語る史料は、先づ三月一日附ハツツフェルト大使宛マルシャル外相の訓令であらうと考へられる。そこには、次のやうな政策が述べられてゐる。

「貴下(ハツツフェルト大使)の報告した回答(右に引用した二月六日附ハツツフェルト大使の本國外務省宛極秘電報)によつて、余(マルシャル外相)はそこから次のやうな意味を汲み取つた。即ち、貴下の印象によれば、もともと貴地(ロンドン)政府は平和克復のための干渉にわれわれ(ドイツ)が支持を與へる代償として、(ドイツ)東アジアに植民地を所有しようとする事について場合によつては援助的であらうとする考へに逆ふとは思はれない、といふ意味である。……(中略)……實際何と云つても

清帝國の事實上の崩壞の危険は、當分の間まだ遠い將來のことであるやうに思はれる。勿論、萬一事態がそのやうな方向に向つて一轉回しようとするならば、従つてまた萬一第三國がかかる事態を自國の利益要求のために利用しようとする手具懸引いて待つてゐるとするならば、われわれは此の種の狀況變化のためにわれわれに加へられる不利益に對して十分有效な補償を要求し、且つ一切の力を集中して此の要求を擁護するのに躊躇するものではない。かかる場合、われわれは、イギリスと相並んで同じ側に立つことを期待して疑はない。またそれと共にわれわれは、共同干渉の思想に對しても、頭から拒否的態度をとるものではない。それどころか、われわれは、もしイギリスが希望するならば、今すぐにもこれについてイギリスと討議を始める準備をさへもつてゐる。しかしながらわれわれは、その場合には先づ最初にイギリスの側からそのやうな行動の前提と目的を規定した細目書の提出されることを期待しなければならぬ。さうすればわれわれは、種々の可能性に應じてわれわれにとつて期

待し得べき利益が、われわれによつて支拂はれるべき犠牲に相應するや否やを検討するに至るであらう」(G.P. IX, S. 251—252, Ann. Vgl. Otto Franke: Grossmächte in Ostasien von 1894 bis 1914, S. 44—45)。

次に、三國干渉前のドイツ政府の最高方針を最も明瞭な形で端的に吐露したものと考へられる三月十九日附宰相ホーエンローエのヴィルヘルム二世宛上奏文には、ドイツ政府の執るべき當面の政策が次のやうに規定されてゐる。

「わが國(ドイツ)政府の政策の規準は、次の點にあると考へられる。即ち、われわれは一方において、先づ第一には外國の利益に役立つが如き行動に早まつて引入れられることを避けねばならないと共に、しかしまた他方において、東アジアにおけるヨーロッパ列強の勢力關係の變動に立至ることあるべき諸々の企圖に關與することをも考慮しなければならぬのである。

これに基づき、余(ホーエンローエ)は陛下に次の如く請ひ奉るものである——右の見地について既に豫め一般的に承知してゐるロンドン駐劄の(ドイツ)帝國大使に對

して、差當り先づ口頭を以つて、且つ何らの拘束的義務をも生ぜざる如き方法において、ロンドン政府に次の旨を認めしめるやう訓令を發すべき權限を與へられんことを即ち、(ドイツ)帝國政府は共同干渉の思想に對して頭から拒否的に對立するものではない、むしろ東アジアにおける諸關係の本質的變動に際しては帝國政府の側においてもまた一切の力を盡してドイツの利益を擁護せんとするに躊躇するものではない、といふ主旨をロンドン政府に認めしめる訓令である。

ロンドンの政治家たちの從來の言説によれば、イギリスは、既にフランス及びロシアに對して勢力の均衡を得んがためにも、われわれ(ドイツ)の加入を切實に熱望してゐるものやうに思はれる。故に、イギリスは幾らかでも兎も角われわれ(ドイツ)の願望を快く容れるであらう」(G.P. IX, S. 256—257)。

以上引用した諸史料を逡觀して、われわれはそこから次のやうな結論を導き出すことを許されるであらう——先づ第一に、一八九四年の秋以來認められるドイツ政府の漠然

たる東アジアに於ける領土獲得の欲望が日清媾和の問題と結びついて具體化され、列強の共同干渉といふ思想のもとにドイツ政府の現實政策の問題となつたのは、大體一八九五年二月の頃であつたこと。次に第二に、ドイツ政府がそのやうな積極的方向に傾いたことについては、イギリスの對獨接近態度が決定的な意義をもつてゐたこと、即ち――

極端に云へば――イギリス側からの働きかけ乃至は示唆があつて始めてドイツはそのやうな積極的方向に動くことが出来たのだとも云へよう。(尤も、ここにイギリスの對獨接近態度とかイギリス側からの働きかけ乃至は示唆とかいふのは、すべてドイツ當局者の側の眼に映じた限りにおいてであつて、これがロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルト伯の先入見或ひは誤認によるものか、それともイギリス政府ないしはその外務大臣キムバリーの態度の曖昧さに基づくものか、或ひはまた當時イギリス政府は事實そのやうな態度を示してゐたものか、その間の詳しい事實の探索は今の場合われわれの課題ではない)。更に第三に、そのやうに積極的方向に向つて進むことを決意したドイツ政府の

差當つて執らうとする政策は、何よりも先づイギリスの干渉参加を既定の事實とし、しかもイギリスの側に立つてイギリスと共に行動しつゝ、イギリスを利用し或ひはイギリスに便乗して、東アジアにおける根據地の獲得を實現しようとするものに他ならなかつたのである。

勿論ドイツ政府は、他方においては、同時にロシア政府に對して媚態を示すことをも忘れてはゐない。さきにも觸れたやうに、三月下旬に至つてドイツ政府は、「東アジアにおける獨露の利害は互ひに背馳するものではないが故にドイツはロシアと意見の交換を行ひ且つ場合によつては共同の行動を起す用意がある」旨をロシア政府に申入れてはゐる(前掲、三月二十三日附ドイツ外相マルシャルのペテルスブルグ駐劄ドイツ代理大使チルシュキー宛電報訓令、Vgl. GP. IX, S. 101-102)。しかしながら、このロシアとの共同行動とか意見の交換とかいふことも、少くともドイツ政府自身の意識においては、イギリスのそれへの参加を前提としてゐるものであることは斷はるまでもない。しかも、もともと此のドイツ政府のロシア政府への申入れは、ドイツの對露接

近策の現はれであるといふよりも、實はむしろ「清國領土の割取について、英露佛三國の間に——ドイツを除外して——既に何らかの協定が出来上つてゐるのではないか」といふ極度の焦慮から出たドイツ政府の苦肉の策に他ならなかつたと考へられるのである。このやうなわれわれの判断を理由づける史料としては、われわれは先づ四月四日附ドイツ外相マルシャルのロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルト宛電報訓令 (GP. IX, S. 281—282, Nr. 2232) を舉げることが出来る。これによれば、右に述べたドイツ政府のロシア政府に對する協調申入れがあつた三月二十三日以後においても、露獨兩國政府間に——政策の協定の如きは勿論のこと——それに關する「意見の交換」すら全然行はれてゐなかつたことが立證されるのである (前掲『立博士外交史論文集』三四九—三五〇頁參照)。のみならず、ドイツ政府がその後も猶ほイギリス政府との間に交渉を繼續し四六月日には兩者の間に一種の諒解が成立するに至つたこと、しかもその際ドイツ側が猶ほ、「他の列強によつて先鞭をつけられる場合にはイギリスもまた必ず清國領土の割讓を

要求するに至るであらう」と信じて疑はなかつたことは、四月六日附ロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルトの本國外務省宛報告電報 (GP. IX, S. 264—265, Nr. 2233) によつて證明されるのである。かやうに見てくると、四月八日、即ちドイツ政府がイギリスの對日共同干渉不参加の通告を受けるに至るまで、ドイツは、此の年の二月頃から具體化されて來たと考へられる上述の極東政策——即ちイギリスの干渉参加を前提とし、イギリスの側に立つて、イギリスと行動を共にしつつ、イギリスを利用し或ひはイギリスに便乗して、東アジアに帝國主義的發展の據點を獲得しようとする政策——を、渝ることなく堅持してゐたものと判斷せざるを得ないのである。

然るに、四月八日に至つてドイツ政府は、そのロンドン駐劄の大使を通じて、突如としてイギリスの對日干渉不参加の通告を受けた (四月八日附ロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルトの本國外務省宛暗號電報, GP. IX, S. 266—267, Nr. 2234)。これが——少くともドイツ政府當局者の眼に映じた限りでは——イギリス政府の突如たる「豹變」、憎むべきイギリ

ス人の不信行爲として見えたことは、上乗述べたドイツ側の事情よりして極めて自然なことであつた。しかも、これより先きドイツ政府は、本論冒頭に觸れた四月八日におけるロシア政府の列強に向つての對日共同干渉の提案に對して——上述の如くイギリスの參加するか否かを確認するより以前に——ドイツもまた對日干渉に參加する用意ある旨の回答を既にロシア政府に與へてゐた (C.R. IX, p. 265, Nr. 2927. Vgl. F. Meinecke, a.a.O. S. 57.)。勿論この回答は、さきにも述べたやうに、未だ政治的にドイツを拘束するものではなかつたが故に、イギリスの干渉不参加が明らかとなつた時、ドイツもまたドイツとイギリスと行動を共にして對日干渉の試みから身を引くことも可能であつた。しかしながら、理論的に可能であつたかどうかといふことと、それが歴史事實として現實化されたかどうかといふこととは、斷はるまでもなく全く別の事柄である。イギリス人の「不信行爲」に激昂してゐたドイツ皇帝にとつて、その時再びイギリス政府に追隨してさきにロシアに與へた回答を取消す如きことは、たとひ理論の上では可能であつても、

現實的には到底なすに忍びない措置のやうに思はれた。それは、ドイツの外交に何らの自主性なきことを天下に周知せしめる最大の愚擧といふべきであらう。かくてヴィルヘルム二世は——一旦ロシアに與へた約束を取消してロシアとの共同行動を拒否することの代りに——むしろロシアと行動を共にすることがドイツに對して如何なる利益を齎すべきかを考慮し、且つ新たにロシアと行動を共にせんとする自己の行爲をジャスティファイするのに十分な理由ないしは口實を探し求めることを敢へてし始めたのである。ところで、右の如き——ヴィルヘルム二世の心境にまで立入つての——われわれの推論を根據づける史料として、われわれは次の二つのものを擧げることが出来る。その一つは、すでに前節において闡説するところのあつた一八九五年四月七日附ウィーン駐劄ドイツ大使オイレンプルグ伯のドイツ宰相ホーエンローエ宛報告の末尾にヴィルヘルム二世が記入したカイザー自身の註記であつて、そこには次のやうな言葉が記されてゐる。「われわれは、清國及び日本に對してアジアの最強國と同盟して立つといふ利益をも

つ。ロシアは、もしわれわれによつて公然支持されるならば、われわれの願望にもまた應ずるであらう。イギリスは最も都合のよい場合にすら唯だわれわれを利用し盡さうと計るばかりであつて、これぞといふ隣間にはわれわれを見棄てるであらう。われわれの側さへ平和を保てばわれわれの東部國境の安全が保障されるといふ斯くも確然たる約束は、價値高きものである。そしてこれに對するわれわれの感謝は、東洋における一致せる行動によつて最もよく表現される！ かくして、三國同盟プラス露西亞といふ極めて望ましい映像が、全世界に向つて示されるのである！

(GP. IX, S. 531)。次にその第二の史料は、一八九五年四月十日附パリ駐劄ドイツ大使ミンスタ伯の本國外務省宛暗號電報の末尾にやはり同様にヴィルヘルム二世自らが書き込んだ言葉であつて、ここには次のやうに見えてゐる。「余の指令せるところを些かも變更すべからず！

イギリスの短慮には、何時かその酬ひが来るであらう。
(GP. IX, S. 268, Nr. 2241, Randbemerkung)。

ただ單に此處に引用した二つの史料に限らず、われわれが

ドイツ外務省公文書集に収録されてゐる三國干渉前後のすべての文書を通觀するとき (Vgl. GP. IX, Kapitel LVII und LVIII) 一八九五年四月八日を境目としてその前後に著しい對照を示し、四月八日以前の文書が全體としてドイツの對英接近ないしはイギリス利用の態度を證據立ててゐるのに對して、四月八日以後のそれが急に對露接近ないしはロシア利用の政策を曝露してゐるといふ事實そのものが、さきのわれわれの推論の必ずしも誤りでないことを證明するものと云へないであらうか。

かやうに考へてくると、わが陸與外相(『蹇蹇錄』二八九頁以下参照)やロシア外務大臣ロバノフ(ペー・アー・ロマノフ、前掲書、九五頁以下参照)の所謂「ドイツの豹變」といふことの意味もまた、普通に考へられてゐるのは異つた風に理解されねばならないこととなる。即ちそれは、ドイツ政府が従來執つて來た自己の政策を突然放棄して、これとは全然別個の新政策をそれに代置したといふ自發的積極的意味での突然的變化であつたのではなく、むしろドイツ政府によつて堅持されて來た既定の政策の前提條件が消滅

しその根柢が覆されたことの結果として、必然的にその方策が全く別種の性格のものに變質せしめられたといふ、謂

はば他動的消極的意味での政策變更に他ならなかつたと云はねばならないのである。勿論、かく云へばとて、それが直ちに三國干涉當時におけるドイツ政策の行動や政府を正當化し得るものでないことは、斷はるまでもない。むしろ以上に縷説した諸事實こそ、十九世紀末期のドイツにおける獨自の國家原理と確固たる外交上の根本方針の缺如を物語るものと云はれるべきである。上來述べたところによつてわれわれは、當時のドイツ政府が實力も確信もなきままに、いたづらに國際關係の外的諸條件に左右されつつ、一方にはイギリス・他方には露佛といふ二つの極の間に不安な動搖を重ね、しかも此の兩者の間の力の均衡關係に便乗して自己の帝國主義的野望を滿たさうとする短見淺慮の政策の所有者であつたことを結論して差支へない。本論においてわれわれが三國干涉當時におけるドイツの行動と政策を、從來なされて來たやうに偏へに露獨關係の面からのみ考察するのではなく、むしろ同時に英獨關係の面からもま

た取上げねばならないとなした所以もまた、ここにあつたのである。

(昭和二十三年四月二十一日稿了)